



横浜事務所 〒221-0056  
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階  
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052  
東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ フロントタワー RoP701 号室  
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

## 消費税増税の憂鬱

既報のとおり、ついに消費税増税が決定しました。消費者にとっては経済的負担の増加が辛いところですが、販売業者側はシステム変更や値札の張替えなど対応が大変です。

現在は価格の総額表示が義務づけられているため、われわれ消費者は全部でいくら払うことになるのか瞬時に把握できます。税込 4,980 円と表示されていれば、表示のマジック(?)に惑わされ、5,000 円以下だからまあいいか、とあまり悩まずに購入を決意できます。しかし今回の増税にあたって、販売事業者側の事務負担への配慮から、一時的に総額表示義務が緩和される特例が認められることになったため、消費者側は若干の混乱を強いられそうです。

この特例は消費者の誤認を防ぐため、店内の目につきやすい場所に明瞭に「当店では、税込表示の商品と税抜表示の商品があります。税抜価格の商品につきましては、値札に『税抜』と表示してあります」などの表示を行っている場合のみ税抜表示が認められているというものです。すなわち、「4,980 円(税抜)」という表示も可能なため、結局税込価格がいくらになるのかは消費者側が計算しなければなりません。8%となると、暗算が苦手な筆者はすぐに計算できそうにありません…

また、値札の張替が間に合わない場合など、「値札に(8%)の表記がない商品は旧税率(5%)に基づく税込価格です。4月1日以後は、レジにて新税率(8%)に基づき精算させていただきます」のように表示すれば旧値札のままでもOKなため、4月1日以後は実際の価格とは異なる値札が貼られている場合もあります。値札に「4,980 円」とあっても、店内を見回し、上記のような注意書があった場合にはこれを1.05で割戻し、さらに1.08を乗じなければ正確な税込価格はわかりません。総額表示に慣れてしまった今、なんとなく不便な感じがしてしまいますね。

一方で4月1日以前に新税率に基づく税込価格表示をしている場合もあるので、(これも明瞭な表示が必要)支払の段になって表示価格より安かった、ということもあり得ます。

レジを待つ間にぴったりの金額の準備ができそうになく、結果お財布の中の1円玉が増えそうです。

## 婚外子裁判

平成25年9月4日(以下「9/4」といいます)に最高裁が婚外子についての民法の規定(民法第900条第4号ただし書前段)を違憲と判断しました。賛否はともかく画期的な判決がとうとう出ました。長い間国際的にも非難されており、実際は違憲判決を出さざるをえなかったのかもしれませんが。

この判決を受け国税庁もすぐに情報の発信をしています。気になるのはいつからの相続税の申告に影響するかですが、判決を起点として考えることとなります。平成25年9月5日(以下「9/5」といいます)以後、相続税の申告をする場合において適用されます。判決前までは、民法の規定では婚外子の法定相続分は実子の半分でしたが、この規定がないものとして計算します。つまり婚外子も他の実子と同等に扱われますが、下記の留意点があります。

### 1 平成25年9月4日以前に相続税額が確定している場合

「裁判所の判決は他の事例についてまでさかのぼって適用されるわけではない」という法原則があるため9/4以前に、申告等で相続税額が確定している場合には、相続税額の是正はできません。また、この判決により計算をやり直したいという事だけでは、更正の請求はできません。

### 2 平成25年9月5日以後に相続税額が確定する場合

9/4以前に確定していた相続税額が財産の申告漏れ、評価誤り等により更正の請求、修正申告するときは、判決に従い婚外子と実子を同等の法定相続分と扱い計算します。税務署が更正などの裁量権を行使するときも同様です。例えば未分割のまま申告していたが、財産の分割協議が確定し、9/5以後に修正申告を行うような場合には、判決に従い婚外子と実子を同等の法定相続分と扱い計算することとなります。

※平易に解説するため、法律用語と異なる表現があります。詳細は弊社にお尋ねください。